

長期優良住宅

に認定された住宅をお持ちの方へ



固定資産税・都市計画税
が減額されます。

申告書と認定通知書の写し
を提出してください。

新築住宅のうち、長期優良住宅の認定を受けて新築された住宅で、新築された日から翌年の1月31日までの間に市町村に申告したものについて、一定期間当該住宅に係る固定資産税及び都市計画税の2分の1を減額するものです。

都市計画税については、省エネルギー性能の高い住宅の普及を促進するため、横浜市が独自に減額措置を設けているものです。

1. 減額の要件(以下の全ての要件を満たす必要があります。)

- ① 長期優良住宅の認定を受けて新築された住宅であることを証明する書類(横浜市建築局建築企画課が発行する「認定通知書」)の写しを添付して、新築された日から翌年の1月31日までに当該家屋の所在する区の区役所税務課家屋担当へ申告すること。
- ② 平成21年6月4日から令和6年3月31日までに新築された住宅であること。
- ③ 居住部分の床面積が50㎡以上280㎡以下^{注1}
(一戸建て以外の貸家住宅は、40㎡以上280㎡以下^{注2})であること。
- ④ 併用住宅の場合、居住の用に供する部分の割合が全体の床面積の2分の1以上であること。

(注1) 地方税法上の要件は50㎡以上280㎡以下ですが、横浜市において長期優良住宅の認定を受けるためには、居住部分の床面積が一戸建ての住宅については75㎡以上、共同住宅については55㎡以上あることが必要となります。詳しくは、建築局建築企画課へお問い合わせください(連絡先は裏面参照)。

(注2) マンションなどの区分所有家屋の床面積は「専有部分の床面積+一棟の専有部分の床面積の合計に対する、所有する専有部分の床面積の割合に応じて各戸に割り振った共用部分(廊下や階段室等)の床面積」で判定します。

減額を受けるための手続きについては、裏面をご覧ください。

2. 減額内容

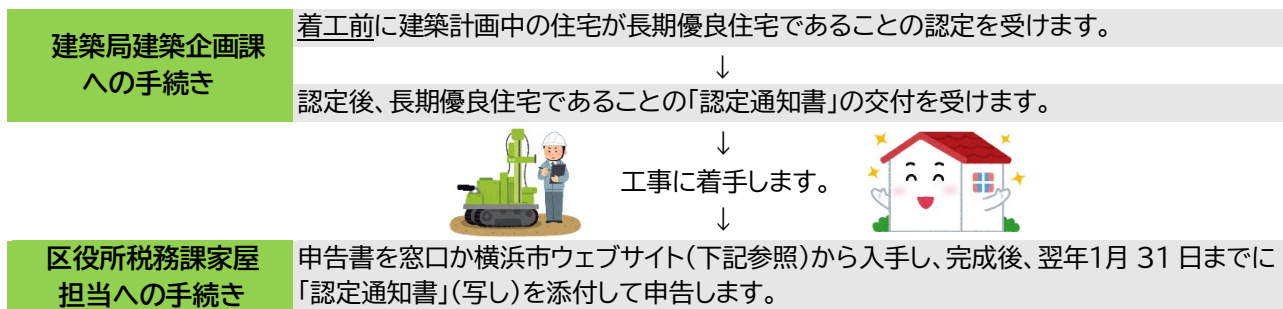
減額適用期間	3階以上の準耐火構造 又は 耐火構造住宅 … 新築後 7年間 上記以外の住宅 … 新築後 5年間
減額率	120㎡以下の家屋 … 2分の1減額(居住部分のみ) 120㎡を超え 280㎡以下の家屋 … 120㎡相当分の税額を2分の1減額

※1 土地については減額の対象とはなりません。

また、震災等に伴う代替家屋に係る減額制度又は東日本大震災に伴う代替家屋に係る減額制度を除く、他の減額制度と重ねて適用することはできません。

※2 居住部分のみ減額されます。

3. 減額を受けるための手続き ※申告が必要です。



4. お問い合わせ先など

◆本減額制度の詳細・申告書のダウンロードについて

本減額制度の詳細、申告書のダウンロードについては、横浜市ウェブサイトをご覧ください。

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/zeikin/y-shizei/koteishisan-toshikeikakuzei/koteishisan-toshikeikakuzei-shosai/kaoku-genmen/chokiyuryo_00.html

スマートフォンの方はこちら→



◆固定資産税・都市計画税の減額等について(区役所税務課家屋担当)(市外局番 045)

鶴見区	電話 510-1729~32	神奈川区	電話 411-7054~6	西区	電話 320-8354~5
中区	電話 224-8204~6	南区	電話 341-1163~4	港南区	電話 847-8365~7
保土ヶ谷区	電話 334-6254~6	旭区	電話 954-6053~6	磯子区	電話 750-2365~8
金沢区	電話 788-7754~7	港北区	電話 540-2281~5	緑区	電話 930-2274~7
青葉区	電話 978-2254~7	都筑区	電話 948-2270~3	戸塚区	電話 866-8369~72
栄区	電話 894-8365	泉区	電話 800-2365~7	瀬谷区	電話 367-5665~6

◆長期優良住宅の認定について(横浜市建築局建築企画課)

横浜市建築局建築企画課 電話 :045-671-4526

FAX:045-550-3513

長期優良住宅の認定の詳細については横浜市ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/kankyo-shoene/chouki/>

スマートフォンの方はこちら→



◆固定資産税以外の税控除について

固定資産税以外の税金(所得税、登録免許税、不動産取得税)についても控除等が適用となる場合があります。詳細は管轄の税務署(所得税)、法務局(登録免許税)、県税事務所(不動産取得税)にお問い合わせください。